

国立療養所菊池恵楓園の土地等を地方公共団体
又は地域住民等の利用に供するための指針に
基づく運動場運営事業者公募要項

令和6年 9月 2日
国立療養所菊池恵楓園

目 次

1. 公募の趣旨	P 1
2. 事業概要	P 1
3. 応募資格	P 1
4. 一時使用許可対象の土地等	P 2
5. 土地の貸付条件等	P 2
6. 施設整備及び運営に関する基本的事項	P 3
7. 応募の方法	P 3
8. 事業者の決定	P 6
9. 事業者の公表	P 6
10. 貸付契約	P 6
11. 審査方法等	P 6
12. その他	P 6

現地案内図・園内配置図	別添 1
質問票	別添 2
応募申込書類確認表（様式 1～様式 1 1）	別添 3
国有財産無償貸付一時使用許可書(案)	別添 4
利用予定者選定後における行政財産貸付申請書類	別添 5

1. 公募の趣旨

国立療養所菊池恵楓園（以下「当園」という。）は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないよう、入所者の良好な生活環境の確保を図ることを目的として、当園の土地等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針（以下「指針」という。）を定め公表しました。

今回の公募は、今回公表された指針に基づき、当園が土地等を貸与し、土地等を借り受ける事業者自らが、指針で定める、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に定められた公園施設を含む営造物公園（以下、「公園」という。）を整備のうえ運営の一切を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募するものです。

2. 事業概要

本事業は、当園が土地等を貸与し、土地等を借り受ける事業者自らが、別添「国立療養所菊池恵楓園の土地等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針」で定める公園を整備のうえ運営の一切を行うものです。

なお、運営する公園の使用料の設定（改定を含む。）にあたっては、当該使用料が地域の相場に照らし相当な額になるように努めること。

3. 参加する者に必要な資格

(1) 当園の指針と合志市の社会体育施設事業【注1】をよく理解し、事業を遂行できる十分な資力、信用を有する者であること。

(2) 地方公共団体であること。

【注1】社会体育施設事業は、当園が所在する合志市役所における、本件事業で運営する公園を運営する事業の名称であるため、応募者内で使用する名称がある場合、読み替えて下さい。

4. 一時使用許可対象の土地等

(1) 一時使用許可対象の土地等の所在地及び面積

（別添1「現地案内図・貸付地等範囲」を参照）

所在地：熊本県合志市栄3796

土地：当園東側の旧Aグラウンド、Bグラウンド及びその周辺 約90,000m²

実際の一時使用許可面積は現地測量のうえ選定候補者と協議により決定します。

(2) 現地説明会

本件公募の説明会を以下のとおり開催いたします。その際に、現地説明をあわ

せて行います。

日時：令和6年9月20日（金）13時30分～

場所：国立療養所菊池恵楓園 会議室

5. 土地等の貸付条件等

(1) 一時使用許可開始時期

事業者の決定後、国有財産無償一時使用許可書を交付し一時使用許可を開始します。

(2) 一時使用許可期間

一時使用許可期間は、一時使用許可開始日より最長5年とします。

詳細につきましては、国有財産無償一時使用許可書にて定めます。

(3) 使用料

一時使用許可の使用料に関しては、年額0円（月額0円）とします。

(4) 用途の指定

事業者は当園の土地等を指針で定める公園として使用しなければなりません。

なお、当園の承諾なしに目的外に使用した場合や、第三者に転貸した場合には、一時使用許可した土地等を原状回復のうえ返還していただきます。

(5) 施設整備

事業を行うために必要な施設、整備等は、事業者の負担で行っていただきます。

(6) 維持管理

電気料、上下水道代、施設、設備等の維持管理に係る費用は事業者が負担することになります。

(7) 土地等の返還

一時使用許可期間満了あるいは事業者側の理由により契約を解除する場合には、事業者の負担により、施設、設備等の撤去を行い、原状に回復させ当園に返還することになります。

ただし、原状回復を求めない場合もあり得ます。

(8) その他

その他、土地等の貸付条件については、当園が定める国有財産無償使用許可書によるものとします。

6. 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の整備、運営に関しては、以下の法令等及び条件を遵守していただきます。

(1) 遵守すべき法令等

- 1 国有財産法
- 2 都市計画法
- 3 都市公園法
- 4 建築基準法
- 5 その他の法令及び条例等についても、十分確認して下さい。

(2) 運営に関する条件

第三者評価を受審するようにして下さい。

7. 応募方法

事業の実施を希望される者は、別紙様式1の「応募申込書」に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて応募願います。

(1) 応募提出関係書類

- 1 応募申込書【様式1】
- 2 国立療養所菊池恵楓園土地利用申請書【様式2】
- 3 応募申込者連絡先登録表【様式3】
- 4 事業者の概要
 - ア 事業経歴【様式4】
 - イ 事業者の概要・沿革
 - ウ 現在実施している、本件応募に関連する事業の資料
- 5 事業計画書
 - ア 計画概要書【様式5】
 - イ 運営に関する基本的な考え方、理念等【様式6】
 - ウ 応募を決定した議決機関の議決書・議事録等
- 6 詳細計画書
 - ア 公園の運営理念及び本件に応募する理由
 - イ 職員体制、採用計画、研修計画等について
 - ウ 地域・行政との連携について
 - エ 利用者保護について（苦情処理、要望受付体制、個人情報保護、危機管理体制等）
 - オ 衛生管理について
 - カ サービスの質と確保の向上について
(マニュアル整備、サービス評価体制等)
- 7 開設までのスケジュール（新設、職員採用、研修計画、活用計画等）
- 8 事業費、資金調達内訳【様式7】

9 借入金返済計画【様式8】

10 収支見込計画書【様式8】

11 職員配置計画【様式9】

12 改修計画施設配置図【様式10】

13 施設別面積表【様式11】

(公園で実施予定の競技における最低基準の仕様と面積を確保して下さい)

14 現在運営している社会体育施設事業【注1】にかかる第三者評価結果報告書

15 菊池恵楓園入所者との交流について

16 その他関係書類

(上記以外で、当園入所者のメリットとなりうる事項を提示して下さい。)

【注2】5. ウは写しで構いません。また、議決機関への上程予定がある状況の場合は、上程案を提出いただき、議決後差し替え下さい。

(2) 書類作成上の留意点

ファイル(A4・縦型・左綴じ、枚数に応じた厚みで選定いただければ構いません)で綴り、表紙にタイトル、背表紙にタイトルと事業者名を記入し、書類名にインデックスを付して提出して下さい。

ファイルの背表紙を除く全ての書類について、事業者が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないで下さい。

虚偽の内容が記載されている申請書及び関係書類は無効とします。(申請自体を取り消しとさせていただきます。)

※ 12はA3版・1/1000以上で提出して下さい。縮尺が合う場合はA4版でも構いませんが、出力した紙の大きさを明瞭に文字が判別できるようにして下さい。

1 提出部数

正本1部、副本2部

2 追加書類の提出、ヒアリングの実施

追加書類の提出を求めることやヒアリングを実施することがあります。

3 著作権の帰属等

応募申込書等の著作権は、応募申込者に帰属します。

ただし、当園は、事業者の公表等必要な場合において、応募申込書類等の内容を使用できるものとします。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

4 費用の負担

応募申込書の作成に要した等、本件応募に関する必要な費用は、応募申込者の負担とします。

5 使用言語等

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

(3) 質疑及び回答

1 質疑の方法

応募申込書記載方法等、その他本要項に関し質疑がある場合には、質疑の内容を別添2の「質問票」に記載のうえ、郵送又はFAX若しくは電子メールにて、当園担当者あてに送付して下さい。電話及び口頭による質問は受付いたしません。

2 回答方法

全ての質疑及び回答を、随時、当園の掲示板及びホームページにて公表いたします。

3 提出期間

令和6年9月2日09:00から令和6年9月25日17:00まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。

(4) 手続き等にかかる担当部署

〒861-1113 熊本県合志市栄3796

国立療養所菊池恵楓園 事務部会計課

電話：096-248-1131（内線216）

FAX：096-248-4570

担当者：会計課施設管理班施設管理係

(5) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

1 提出期間

令和6年9月30日 17時15分必着

2 提出場所及び方法

(4)に同じ。持参又は郵送等（書留郵便、レターパック等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）による。

8. 事業者の決定

事業者の決定につきましては、当園の審査結果と当園園長の意見を付して、厚生労働大臣あてに送付し、厚生労働大臣が決定いたします。

事業者の決定に関する通知等、厚生労働大臣の審査結果につきましては、当園から文書にて連絡いたします。

なお、決定された事業者において事業実施困難となった場合は、再度審査会を開き改めて予定者の選考を行うことがあります。

9. 事業者の公表

決定した事業名と提案内容の概要について、当園の掲示板及びホームページで公表します。

10. 一時使用許可契約

事業者が決定され次第、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号）」第2節第6に基づき、別途「国有財産使用許可の申請について」と「必要書類」を当園に提出していただきます。この場合、内容が重複するものについては、決定時に使用した版の資料を複写して構いません。

11. 審査方法等

(1) 審査方法

提出された応募申込書の内容について、当園が定める審査基準に基づき、当園審査委員会が審査するとともに、最も優れた一者を選定し、当園入所者の意見を聴します。

(2) 審査項目

本事業に関する審査につきましては、以下の事項を重視して審査を行います。

- 1 組織運営に関すること（法令上の基準に基づく適切な運営組織、当園の指針及び本事業内容についての理解と熱意、過去の指導検査等の状況 等）
- 2 財政運営に関すること（運営資金の確実性、財政状況及び収支状況 等）
- 3 事業運営に関すること（最低基準その他の要件を満たしていること 等）
- 4 事業計画に関すること（事業計画や過去の実績等を総合的に勘案して、安定的な事業運営が図られ、質の高いサービスが継続して提供されると判断されること 等）
- 5 当園入所者との交流に関すること（当園行事への参加及び交流に関する具体的な考えについて 等）

12. その他

公募の公示日から当園が事業者決定を公表するまで、応募者が当園審査委員会委員に直接間接を問わず連絡を求め、または接触した場合、あるいは、他の応募者や地域住民等（本件で運営する公園は合志市民以外の利用も考えられるため）から疑惑や不審を招くような行為をしたと認められる場合は、本件の審査対象から除外します。

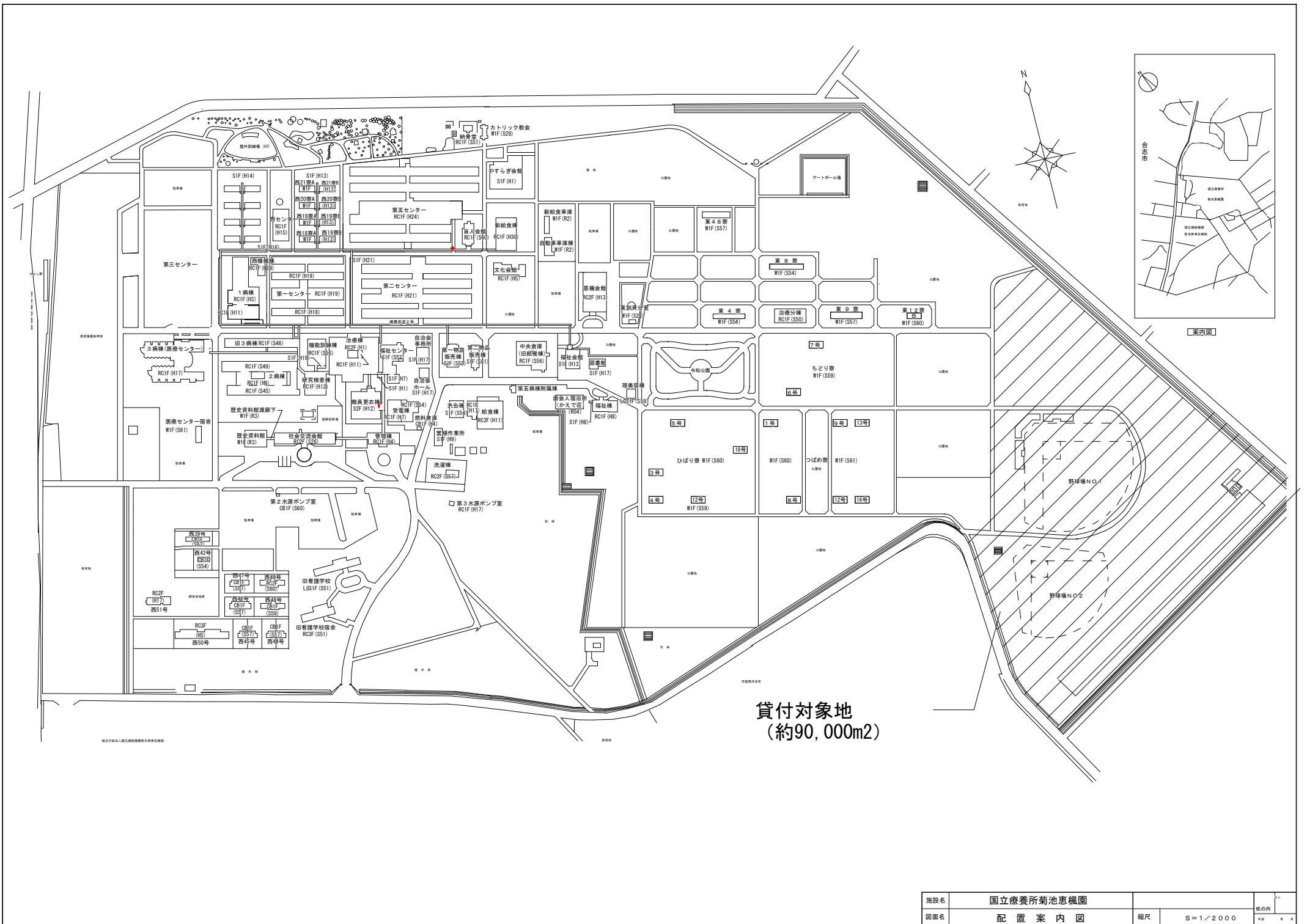
位置図

別添 1



熊本県合志市栄3796番地
国立療養所菊池恵楓園

省庁名	厚生労働省(一般会計)
部局名	国立療養所菊池恵楓園
縮尺	所在地 熊本県合志市栄3796番地
約1:30000	熊本電鉄再春医療センター前駅徒歩5分(0.4km)



貸付対象地
(約90,000m²)

施設名	国立療養所菊池恵楓園	縮尺	S=1/2000	枚の内	1/1
図面名	配置案内図				